# 令和2年度

# 矢板市補正予算書

1. 一般会計補正予算(第9号)

矢 板 市

一 般 会 計 補 正 予 算 (第9号)

#### 議案第9号

#### 令和2年度矢板市一般会計補正予算(第9号)

令和2年度矢板市の一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 304,600 千円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,877,400 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。 (債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年2月26日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳入

				款									項				
1	市							税									
									1	市			E	Ę			税
									2	固		定	Ĭ	至	産		税
									3	軽		自	重	b	車		税
									5	入			沿	岃			税
									6	都		市	<u></u>	+	画		税
6	地	方	消	費	税	交	付	金									
									1	地	方	消	費	税	交	付	金
13	使	用	料	及	び	手	数	料									
									1	使			F	Ħ			料
14	国		庫	3	乞	出		金									
									1	玉		庫	1	負	担		金
									2	玉		庫	袝	甫	助		金
15	県		支			出		金									
									1	県		負	•		担		金
									2	県		補	Ì		助		金
									3	委			<u> </u>	£			金
17	寄			ß	付			金									
									1	寄			ß	付			金
18	繰			Ī	ζ.			金									
									1	基		金	糸	杲	入		金
20	諸			Ц	又			入									
									3	貸	付	金	: <u>j</u>	Ť	利	収	入
21	市							債									
									1	市							債
				蔚	Ž		入			合			計				

補正前の額	補 正 額	計
4, 411, 505	76, 300	4, 487, 805
1, 748, 351	3, 300	1, 751, 651
2, 185, 493	70, 000	2, 255, 493
97, 528	1,900	99, 428
1, 300	△900	400
161, 043	2,000	163, 043
630, 000	50, 000	680, 000
630, 000	50,000	680, 000
188, 453	△9,000	179, 453
121, 651	△9,000	112, 651
5, 867, 335	△94, 391	5, 772, 944
1, 522, 571	41, 427	1, 563, 998
4, 334, 575	△135, 818	4, 198, 757
1, 158, 264	60, 990	1, 219, 254
643, 099	△1, 544	641, 555
428, 252	64, 534	492, 786
86, 913	△2,000	84, 913
125, 131	200	125, 331
125, 131	200	125, 331
593, 221	△252, 950	340, 271
565, 588	△252, 950	312, 638
501, 371	△21, 249	480, 122
273, 058	△21, 249	251, 809
1, 546, 200	△114, 500	1, 431, 700
1, 546, 200	△114, 500	1, 431, 700
18, 182, 000	△304, 600	17, 877, 400

歳 出

	JX.		+4								_	rs				
			款								,	項				
1	議		숲	Š		費										
							1	議				会				費
2	総		務	Ş		費										
							1	総		務		管		理		費
							3	戸	籍	住	民	基	本	台	帳	費
							4	選				挙				費
							5	統		計		調		査		費
3	民		生	<u> </u>		費										
							1	社		会		福		祉		費
							2	児		童		福		祉		費
							3	生		活		保		護		費
6	農	林	水	産	業	費										
							1	農				業				費
							2	林				業				費
7	商		I			費										
							1	商				工				費
8	土		木	:		費										
							1	土		木		管		理		費
							2	道	路		橋	ŋ	ょ		う	費
							4	都		市		計		画		費
							5	住				宅				費
9	消		防	ĵ		費										
							1	消				防				費
10	教		育	Ť		費										
							1	教		育		総		務		費
							2	小			学		——校	;		 費
							3	中			学		校			費
							5	保		健		体		育		費
			歳	:	出			合			計					

		(十五・111)
補正前の額	補 正 額	計
162, 894	△4, 368	158, 526
162, 894	△4, 368	158, 526
4, 838, 460	△3, 564	4, 834, 896
4, 390, 374	△2, 053	4, 388, 321
131, 593	119	131, 712
41, 789	△2,000	39, 789
42, 518	370	42, 888
5, 232, 603	24, 494	5, 257, 097
2, 581, 241	△9,600	2, 571, 641
2, 124, 296	33, 364	2, 157, 660
527, 065	730	527, 795
615, 541	7, 125	622, 666
530, 058	24, 374	554, 432
85, 483	△17, 249	68, 234
602, 151	△18,000	584, 151
602, 151	△18,000	584, 151
1, 639, 411	△231,777	1, 407, 634
99, 268	△1,680	97, 588
915, 059	△197, 315	717, 744
474, 844	△9,000	465, 844
104, 442	△23, 782	80, 660
762, 440	△50, 500	711, 940
762, 440	△50, 500	711, 940
2, 184, 533	△28, 010	2, 156, 523
289, 549	790	290, 339
694, 133	△800	693, 333
440, 822	△8, 000	432, 822
462, 797	△20, 000	442, 797
18, 182, 000	△304, 600	17, 877, 400

# 第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款			項				,	事		業		名	i		金	額
2. 総 務	費	1. 総	務	章 理	費	企 (矢		画 テレ!	調フーク	 ク等設	整置促	事 上進補		業 :業)		32,000
2. 総 務	費	3. 戸	籍住民基	本台	帳費	戸	籍	住	民	基本	<b>≒</b>	,帳	事	務		6,424
6. 農林水産	業費	1. 農	業	É	費	農 ( 産	地名	業 上産	振 基 盤	と パワ	興	事 アップ		業 業)		32,500
6. 農林水産	業費	1. 農	業	É	費	土	地	改		曳 徻	宇	理	事	業		33,300
7. 商 工	費	1. 商	٦	Ľ.	費	商 (営				性化協力				業 金)		11,908
8. 土 木	費	2. 道	路 橋	りょう	う費	橋	り	ょ	う	維		恃	事	業		9,000
10. 教 育	費	2. 小	学	校	費	小	学	校	_	般	管	理	事	業		300
10. 教 育	費	2. 小	学	校	費	小	学	校	保	健	安	全	事	業		2,620
10. 教 育	費	2. 小	学	校	費	小	学	校	教	育	振	興	事	業		4,281
10. 教 育	費	2. 小	学	校	費	小	学 杉	泛施	設	大 規	」模	改(	修 事	業		30,262
10. 教 育	費	3. 中	学	校	費	中	学	校	_	般	管	理	事	業		240
10. 教 育	費	3. 中	学	校	費	中	学	校	保	健	安	全	事	業		1,840
10. 教 育	費	3. 中	学	校	費	中	学	校	教	育	振	興	事	業		1,921
10. 教 育	費	3. 中	学	校	費	中	学を	泛施	設	大 規	」模	改(	修 事	業		121,359

# 第3表 債務負担行為補正

#### 1 債務負担行為の追加

(単位:千円)

			事			項				期	間	限	度	額
市	営	住	宅	維	持	管	理	事	業	令和3年度から 令和5年度まで			55	,778

# 第4表 地方債補正

#### 1 地方債の追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補てん債	81,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直 し後の利率)	借入の日から30年以内とし、その他については借入先融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

# 2 地方債の変更

(単位:千円)

起債の目的	補	正	前		補	正	後	
起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
道路整備事業	292,300				196,100			
公営住宅整備事業	32,000				21,100			
消防防災施設整備事業	209,200				160,200			
国民体育大会推進事業	248,600				247,900			

### 3 地方債の廃止

(単位:千円)

お集の日始	1	補	正	前	神	1	Ξ 1	後	備考
起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	1佣 石
財産管理事務	39,600		(ただし、利式るでし、利式るで直入れい直のでは、利力では、利力では、後、利をは、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後	借30、い融る財よび短上はえきの年そて資を政り償縮償低するのは条だの据還し、還利るい内他借件し都置期又若にとかのに入に、合期限はし借がらとに入に、合期限はし借が					